

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 12 月 14 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600281 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600128 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 12 月
② 平成 19 年 8 月

A社から、請求期間①及び②に賞与を支給されたにもかかわらず、年金記録に当該賞与の記録が無い。調査の上、請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、「請求者に、請求期間に係る賞与を支給していない。」と回答している。

また、A社から提出された請求者に係る平成 18 年及び平成 19 年の賃金台帳並びに平成 19 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、請求期間に係る賞与が支給されていなかったことが確認できる。

さらに、請求者から提出された預金通帳 (写) によると、請求期間において、A社から請求者に賞与が振り込まれた記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。